

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）借入物品の名称及び数量

電子制御実習システム賃貸借及び保守業務

ア 教員用コンピュータ 1 台

イ 生徒用コンピュータ 10 台

ウ 周辺機器 一式

エ ソフトウェア、ライセンス 一式

（２）借入物品の仕様

別添電子制御実習システム賃貸借及び保守仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）借入期間

平成 28 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで（48 ヶ月）

（４）納入期限

平成 28 年 8 月 31 日（水）ただし、賃貸借料は、同年 9 月 1 日から支払うものとする。

納入期限までに、設置作業、初期設定作業を完了し、使用可能な状態とすること。

（５）納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合に当たっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（５）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（６）本件公告に示した物品を所有し（本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

（７）本件調達と同種で同規模であると認められる契約を平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を

有すること。

(8) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約をする者

鳥取県米子市博労町 4 丁目 2 2 0

鳥取県立米子工業高等学校

校長 友松 文嗣

4 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

5 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書 (様式第 1 号)
- ・納入実績表 (様式第 2 号)
- ・想定機器の仕様比較表 (様式第 3 号)
- ・質問書 (様式第 4 号)
- ・入札書 (様式第 5 号)
- ・委任状 (様式第 6 号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第 7 号)

6 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒683-0052 米子市博労町四丁目 220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

電子メール yonagoko-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒683-0052 米子市博労町四丁目 220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

電子メール yonagoko-h@mailk.torikyo.ed.jp

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 28 年 6 月 7 日 (火) から同年 6 月 24 日 (金) までの日 (日曜日、土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

認めない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 28 年 7 月 11 日 (月) 午前 11 時

鳥取県立米子工業高等学校 応接室

7 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書 (様式第 4 号) を作成し、電子メールにより 6 の (1) の場所に平成 28 年 6 月 15 日 (水) 正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファ

クシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、平成 28 年 6 月 22 日 (水) までにインターネットのホームページ (<http://www.torikyo.ed.jp/yonagoko-h/>) によりまとめて閲覧に供する。

8 入札参加者に要求される事項

(1) (4)の事前提出物を 6 の (1) の場所に平成 28 年 6 月 24 日 (金) までに、郵便又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出部数は各 1 部とし、その規格は A 4 版とする。ただし、想定機器の仕様比較表 (様式第 3 号) に限り A 3 版とする。

(4) 事前提出物

ア 入札参加資格確認書 (様式第 1 号)

イ 納入実績表 (様式第 2 号)

鳥取県以外への納入実績も可とする。最も導入台数が多いものについて、契約書の写し等を添付すること。

ウ 保守体制についての仕様

(ア) 迅速なアフターサービス、メンテナンスが可能であることを照明できる書類 (メンテナンスサービス体制図)、導入機器のメーカーによる支援が確約されていることが分かるもの (代理店・特約店・メーカー支援の証、パートナー証明書、サポート証明書) を提出すること。

(イ) 入札参加者と導入保守業者が異なる場合は、当入札に関する機器の導入及び保守に関して、導入保守業者の支援が確約されていることがわかるものを提出すること。

エ 想定機器の仕様比較表 (様式第 3 号)

提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料 (カタログ等) を添付し、蛍光ペン・フセン等で該当箇所を明示すること。

(5) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

9 資格審査について

(1) 8 の (1) により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成 28 年 6 月 29 日 (水) までに通知する。

(2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立米子工業高等学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、平成 28 年 7 月 5 日 (火) までに書面 (様式は自由) により説明を求めることができる。

(3) (2) により説明を求められた場合、鳥取県立米子工業高等学校長は、説明を求めた者に対して平成 28 年 7 月 7 日 (木) までに書面により回答する。

10 入札条件

(1) 入札は、紙入札により行うので、(2) に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料 (保守料を含む。) の総額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額 (1 円未満の端数が

あるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

また、月額あるいは年額ではなく、1の(3)の契約期間中の全ての賃貸借に係る費用の総額であるので間違わないよう注意すること。

(2) 賃借料総額の算出内訳

パソコン等の賃借料総額	・搬入、搬出、設定に要する一切の経費（賃貸借期間終了後における撤去、搬出、データ消去、処分等に要する費用を含む。）、保険料等を含むこと。 ・保守に係る経費を含むこと。
-------------	--

(3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に密封して、提出すること。

(5) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあたっては、入札辞退届を持参又は郵便等の方法により提出すること。

イ 入札執行中にあたっては、入札辞退届を持参の方法により提出すること。

(6) 入札書及び委任状の様式は、5の様式第5号及び第6号のとおりとすること。

(7) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立米子工業高等学校長 友松 文嗣」とすること。

(8) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）

(9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(10) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

(11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札書に求められる義務を履行しなかった者の入札

(3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

(4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札

(6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

(7) 記名押印のない入札書による入札

(8) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

13 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の記載により、随意契約によることがある。
- (5) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (6) 11 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保

証金免除申請書（様式第7号）を6の（1）の場所に提出すること。